

大和市建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

大和市長 大木 哲

#### 大和市規則第48号

大和市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

大和市建築基準法施行細則（平成12年大和市規則第34号）の一部を次のように改正する。  
第6条を次のように改める。

（特定工程を要する建築物等）

第6条 法第7条の3第1項第2号の規定により市長が指定する特定工程を要する建築物は、次に掲げるものとする。

- (1) 政令第16条第1項の規定により定期報告を要する建築物（法第7条の3第1項第1号の規定による工程を有する建築物及び第3号に該当する建築物を除く。）
- (2) 3以上の階数を有する木造の建築物
- (3) 一戸建ての住宅、長屋、共同住宅（法第7条の3第1項第1号の規定による工程を有する建築物を除く。）及び兼用住宅で延べ面積が50平方メートルを超える建築物

2 次の各号のいずれかに該当する建築物については、前項の規定は適用しない。

- (1) 新築以外の建築物
- (2) 法第18条第3項の規定による確認済証の交付を受けた建築物
- (3) 法第68条の11第1項の規定により国土交通大臣が型式部材等の製造者の認証をした者が製造する当該認証に係る建築物
- (4) 法第68条の25の規定により国土交通大臣が構造方法等の認定（法第20条第1項第1号及び省令第1条の3第1項第1号イの規定による認定に限る。）をした建築物
- (5) 法第68条の26の規定により国土交通大臣が特殊構造方法等認定をした建築物
- (6) 法第85条第5項の規定による許可を受けた仮設建築物
- (7) 木造でその主要な構造が軸組工法又は枠組壁工法以外の建築物
- (8) 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成19年法律第66号）第19条第1号又は第2号に規定する保険契約に係る現場検査を受ける建築物
- (9) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項の規定に基づき、同法第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書の交付を受ける建築物

3 法第7条の3第1項第2号及び第6項の規定により市長が指定する特定工程及び特定工程

後の工程は、次の表のとおりとする。なお、特定工程及び特定工程後の工程は、附属建築物以外の建築物の工事の工程に係るものとし、1の建築物の工区を分けた場合は、初めて特定工程に係る工事を行った工区の工事の工程に係るものとする。

中間検査を行う建築物の構造	主要な構造が木造	主要な構造が鉄骨造	主要な構造が鉄筋コンクリート造	主要な構造が鉄骨鉄筋コンクリート造
特定工程	屋根の小屋組み工事及び構造耐力上主要な軸組の工事並びに枠組壁工法にあつては、耐力壁の工事	鉄骨造の部分において、初めて工事を施工する階の建方工事	階数が1の場合は屋根版の配筋工事、階数が2以上の場合は第2層における主要構造部である床板の配筋工事	鉄骨造の部分において、初めて工事を施工する階の建方工事
特定工程後の工程	構造耐力上主要な軸組及び耐力壁を覆う外装工事（屋根ふき工事を除く。）及び内装工事	構造耐力上主要な部分の鉄骨を覆う工事	特定工程部分の配筋を覆うコンクリートを打設する工事	構造耐力上主要な部分の鉄骨を覆うコンクリートを打設する工事

第16条の見出しを「（建築物の定期報告）」に改め、同条中第1項を削り、第2項を第1項とし、第3項を第2項とし、第4項を第3項とする。

第17条の見出し中「必要とする」を「要する」に改め、同条第1項ただし書を削り、同項第1号中「前条第1項の表の第1号、第4号及び第5号に掲げる」を「政令第16条第1項の規定により定期報告を要する建築物のうち、劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、児童福祉施設等（高齢者、障害者等の就寝の用に供する用途に限る。）若しくは病院の」に、「同表第2号に掲げる」を「百貨店、マーケット若しくは物品販売業を営む店舗の」に改め、同項第2号中「前条第1項の表に掲げる」を「政令第16条第1項の規定により定期報告を要する建築物のうち、劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、百貨店、マーケット、物品販売業を営む店舗、ホテル、旅館、児童福祉施設等（高齢者、障害者等の就寝の用に供する用途に限る。）又は病院の」に改め、同項第3号を次のように改め、同項第4号を削る。

(3) 建築物に設置された小荷物専用昇降機で、昇降路の全ての出し入れ口の下端が当該出し

入れ口が設けられる室の床面よりも50センチメートル以上高いもの

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成28年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に法第6条第1項（後段を除く。）又は第6条の2第1項の規定による確認の申請がされた建築物については、なお従前の例による。